

横浜市水道局水源エコプロジェクト実施要綱

制 定 平成 21 年 5 月 20 日局長決裁

一部改正 令和 5 年 10 月 17 日局長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市の水源地である道志村において、企業及び団体（以下「企業等」という。）と横浜市水道局（以下「水道局」という。）が道志水源林（山梨県南都留郡道志村に所在する水道局の所有地内の水源林をいう。以下同じ。）の整備を協働して行い、水源環境の保全を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第 2 条 この事業の名称を水道局水源エコプロジェクト（以下「ウィコップ」という。）と
いう。

(整備の内容)

第 3 条 道志水源林の整備とは、樹木の間伐、枝打ち、下草刈り、植栽等の作業をいう。

(協働事業)

第 4 条 道志水源林の整備は、原則として水道局が行うものとする。

- 2 ウィコップに参加する企業等（以下「参加企業等」という。）は、水道局に対して寄附金を支払うものとする。
- 3 前項の寄附金の額は、標準的な整備費用などを考慮し、1ヘクタール当たり 30 万円程度とする。

(参加企業等)

第 5 条 参加企業等は、水道局の募集に応じ、水道局と協定を締結するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する企業等は、協定を締結することができない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者又はウィコップを特定の政治、思想、宗教の活動に利用するおそれのある者
- (2) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業を営む者又は風俗営業類似の営業を営む者

- (5) 消費者金融
- (6) ギャンブルにかかる者
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 本市の市税を滞納している者
- (9) 各種法令に違反している者
- (10) 前9号に掲げるもののほか、当該協定を締結することが適当でないと水道事業管理者が判断する者

(協定期間)

第6条 前条に定める協定の有効期間は、3年間以上とする。

(整備する道志水源林等への名称設定)

第7条 参加企業等は、整備する道志水源林等に名称を設定することができる。

(水源林保全活動への参加)

第8条 参加企業等は、水道局と調整した上で、水源林保全に関する活動に参加することができる。

(CO₂吸収認証)

第9条 参加企業等のうち、平成22年12月31日以前から継続してウィコップに参加している企業等は、やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度を利用することができる。この場合において、水道局がCO₂吸収認証証書の交付を受けるために必要な申請書及び報告書等を山梨県に送付するものとする。

(参加企業等の活動の公表)

第10条 水道局は、参加企業等の名称、整備する道志水源林の面積等を横浜市ウェブサイト等で公表する。

(感謝状の贈呈)

第11条 水道局は、第5条の規定により協定を締結した参加企業等に対し、感謝状を贈呈することができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ウィコップに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 25 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 17 日から実施する。